

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成28年10月31日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	酒	井	伸	二
同	石	井	茂	隆

28千総総第2100号  
平成28年10月27日

千葉市監査委員 清水謙司様  
同 宮原清貴様  
同 酒井伸二様  
同 石井茂隆様

千葉市長 熊谷俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度監査報告第10号並びに平成27年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>イ 受益者負担金に係る債権の報告を適正に行うべきもの（建設局）</p> <p>「適正な債権管理事務の執行について」（平成 26 年 4 月 28 日付け債権管理課長通知）によると、複数年度にわたって返還される貸付金などにおいて、当該年度に調定していないものについては、台帳の整備を行うなど適正に管理するとともに、決算書中の財産に関する調書に記載することとされている。</p> <p>また、決算の調製に伴い、平成 26 年 5 月 12 日付けで会計室長が依頼した「決算に伴う書類の提出について」によると、財産に関する調書に記載すべき債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に報告することとされている。</p> <p>しかしながら、急傾斜地崩壊防止工事受益者負担金については、複数年度にわたって納入されるものであって、次年度以降に調定することとなる債権額等について、債権現在額報告書により会計管理者に債権としての報告が行われていないため、財産に関する調書に記載されていなかった。</p> <p>受益者負担金に係る債権の報告については、通知等に基づき適正に行われた。</p>	<p>受益者負担金に係る債権の報告については、年度毎に急傾斜地崩壊防止工事受益者負担金簿を作成し管理するとともに、平成 27 年度決算から債権現在額報告書により報告を行い、財産に関する調書に記載されている。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>イ 収入事務の委託に伴う収納金の払込みを適正に行うべきもの（保健福祉局）</p> <p>    予算会計規則第 4 2 条第 6 項によると、収入事務受託者は、収入金を収納したときは、当日又は翌日に歳入徴収者が指示する方法により指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。</p> <p>    しかしながら、畜犬登録促進指導等業務委託については、契約書において、受注者が手数料を収納したときは、当日又は翌日に指定金融機関等に払い込まなければならないと規定しているにもかかわらず、1 か月から 2 か月程度まとめて払込みを行っている状況が見受けられた。</p> <p>    収入事務の委託に伴う収納金の払込みについては、公金が市民から負託された貴重な財産であることを認識し、適正に行われたい。</p>	<p>収入事務の委託に伴う収納金の払込みについては、平成 27 年 1 月 25 日に保健福祉局長から保健福祉局各所属長に対し文書で通知し、収入事務受託者が収入金を収納したときは、相手方から収入日の報告を受けるなど、契約内容の履行状況を確認するよう所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該委託契約の所管課においては、予算会計規則第 4 2 条第 6 項ただし書きの規定により、会計管理者と事前協議を行うとともに、契約約款の見直しを図り、平成 28 年度から、収入事務受託者による収納金の払込みが適正に行われていることを確認している。</p>
<p>ウ 還付未済額の報告を適正に行うべきもの（保健福祉局）</p> <p>    決算の調製に伴い、平成 27 年 5 月 12 日付けで会計室長が依頼した「決算に伴う書類の提出について」によると、歳入歳出決算事項別明細書に記載すべき還付未済額について、科目、金額を整理し、会計室へ報告することとされている。</p> <p>    しかしながら、墓地管理料については、歳入歳出決算事項別明細書に記載すべき還付未済額があるにもかかわらず、当該科目、金額を会計室へ報告していなかった。</p> <p>    還付未済額の報告については、収入未済額に影響を与えるものであることから、適正に行われたい。</p>	<p>還付未済額の報告については、平成 27 年 1 月 25 日に保健福祉局長から保健福祉局各所属長に対し文書で通知し、歳入歳出決算事項別明細書に記載すべき事項について、適正に会計室へ報告を行うよう所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該歳入の所管事業所においては、平成 27 年度決算に係る墓地管理料の還付未済額について、過年度分を平成 28 年 4 月に、現年度分を同年 6 月に会計室へ報告した。</p>

(2) 支出事務

ア 広告事業に係る歳入歳出の経理処理を適正に行うべきもの（保健福祉局）

地方自治法第210条によると、一般会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとされている。

しかしながら、母子健康手帳別冊作成業務委託については、契約において、広告料を受託者の収入とし、作成費から広告料収入相当額を相殺した額を委託料としているが、相殺額に係る歳入歳出の経理処理が行われていなかった。

広告事業に係る歳入歳出については、総計予算主義の原則により、収入及び支出の実態を把握し、市の事業に係る予算の全貌を明らかにすることが求められることから、適正な経理処理を行われたい。

広告事業に係る歳入歳出の経理処理については、平成27年12月25日に保健福祉局長から保健福祉局各所属長に対し文書で通知し、広告事業に係る収入は歳入とし、業務委託に係る支出は歳出として、それぞれ収入、支出の処理を行うよう所属職員へ周知徹底を図った。

また、当該広告事業の所管課においては、平成28年度当初予算に相殺額に係る歳入歳出をそれぞれ計上した。

イ 補助金の交付決定に必要な規定を明確にすべきもの（保健福祉局）

公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱第2条によると、補助対象となる浴場は、入浴料金を物価統制令第4条に規定する統制額の範囲内で営業している公衆浴場で、直近の税務に係る申告書等において、浴場営業に係る経営収支実績に欠損額が生じたものとされている。

また、経営収支実績の欠損額については、補助対象営業経費から入浴料金収入額を控除して算定することとされており、補助対象営業経費は、用水費、燃料費、光熱費、消耗品費、浴場の修繕費、循環ろ過器維持費及びその他浴場経営に必要と認められる経費とされている。

しかしながら、公衆浴場経営基盤安定化補助金交付要綱においては、補助対象営業経費のうち、その他浴場経営に必要と認められる経費の範囲が不明確となっている状況が見受けられた。

補助金の交付決定に必要な規定については、要綱により明確に定められたい。

補助金の交付決定に必要な規定については、平成27年12月25日に保健福祉局長から保健福祉局各所属長に対し文書で通知し、補助金交付要綱により明確に定め、要綱に基づき適正に処理するよう所属職員へ周知徹底を図った。

また、当該補助金の所管課においては、平成28年4月1日付けで補助金交付要綱を改正し、その他浴場経営に必要と認められる経費の項目を削除するなど補助対象営業経費の範囲を明確にした。

<p>エ 補償、補填及び賠償金の執行を適正に行うべきもの（稲毛区選挙管理委員会事務局）</p> <p>「決裁規程の運用について」（副市長依命通達）によると、決裁に至るまでの手続きにおいて、合議を要する事項については、必要に応じて担当課と事前に協議、調整することとされており、別表において、損害賠償に係る支出負担行為については、政策法務課長の合議を要するものとされている。</p> <p>しかしながら、外部団体が所有する運動用具の修理に係る費用については、法務担当部署との事前協議が行われなかったため、経費の内容が賠償金の性質を有するものであるにもかかわらず、賠償金として処理されていなかった。</p> <p>補償、補填及び賠償金の執行については、その経費の性質の判断に際し事前協議を行うなど、適正に行われたい。</p>	<p>補償、補填及び賠償金の執行については、所属長から職員に対して決裁規程等に基づき、必要に応じて法務担当部署と事前協議を行うなど、適正に行うよう周知徹底した。</p>
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>ウ 行政財産目的外使用許可を適正に行うべきもの（保健福祉局）</p> <p>公有財産規則第21条第1項によると、所管課長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者に対して、行政財産使用許可申請書により市長に申請させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、桜木霊園及び平和公園等においては、バス停留所標識、電柱、電話柱及び公衆電話所の設置のため、行政財産を目的外に使用させているにもかかわらず、相手方から行政財産使用許可申請書により申請させていなかった。</p> <p>行政財産目的外使用許可については、適正に行われたい。</p>	<p>行政財産目的外使用許可については、平成27年12月25日に保健福祉局長から保健福祉局各所属長に対し文書で通知し、使用許可を受けずに使用しているものがないか、許可期間を経過していないか、適宜現地の確認を行うよう所属職員へ周知徹底を図った。</p> <p>また、当該行政財産の所管課等においては、道路管理者とともに事業者と現地立会を行い、行政財産使用許可に係る申請がされていないものについては、事業者に行政財産使用許可申請書を提出させた。</p> <p>なお、現地立会により、対象物件が道路敷地内に設置してあることを確認したものについては、道路占用許可申請をするよう指導した。</p>

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 収入事務</p> <p>ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（財政局）</p> <p>行政財産使用料条例第 3 条第 1 項及び第 2 項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができるとされている。</p> <p>また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成 22 年 3 月 30 日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が 4 月 1 日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して 30 日以内に納付させなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、行政財産目的外使用料の徴収については、使用開始日が 4 月 1 日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して 30 日を過ぎた納期限内で納入の通知がなされていた。</p> <p>行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>行政財産目的外使用料の徴収については、平成 28 年度分から、条例等に基づき、使用開始日が 4 月 1 日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料は、使用開始日又は年度当初日から起算して 30 日以内の日を納期限として納入通知書を送付した。</p>
<p>ウ 直接収納に係る領収書の交付を適正に行うべきもの（財政局）</p> <p>予算会計規則第 32 条第 5 項によると、現金出納員等は、納入義務者から現金を直接収納した場合において、領収書を納入義務者に交付するときは、納入通知書等、納付書及び領収書綴の領収欄に所定の領収印を押印しなければならな</p>	<p>原動機付自転車等の試乗用標識の交付手数料の直接収納に係る領収書については、平成 28 年 3 月から、予算会計規則等に基づき領収書に現金出納員の印を押印し、適正に納入義務者へ交付している。</p>

いとされている。

また、「予算会計規則の運用について」(副市長依命通達)第32条関係第2によると、「所定の領収印」とは、公印規則で定める現金出納員印、区現金出納員印、領収印及び区領収印をいうとされている。

しかしながら、原動機付自転車等の試乗用標識の交付手数料の直接収納に係る領収書については、現金出納員印を押印すべきところ、所管課長の認印を押印し、納入義務者に交付している状況が見受けられた。

直接収納に係る領収書の交付については、市が納入義務者から現金を収納した事実を明確にするため、適正に行われたい。

#### エ 固定資産税及び都市計画税の減免を適正に行うべきもの(財政局)

市税条例第9条第1項第3号によると、市長は、公益上その他の事由により、特に減免を必要とするときは、固定資産税及び都市計画税(都市計画税については、地方税法第702条の8第7項の規定により固定資産税の減免額の割合と同じ割合によって減免を行うとされている。)を減免することができるとされている。

また、同条例施行規則第8条によると、固定資産税及び都市計画税を減免するときは、別表第2に定めるところにより、必要に応じて減免するものとしてされており、別表第2において、物価統制令第4条の規定に基づき千葉県知事が入浴料金を定める公衆浴場の用に供する固定資産について、減免の範囲とすることが定められている。

しかしながら、一部の公衆浴場に対する固定資産税及び都市計画税の減免においては、直接公衆浴場の用に供していない固定資産を減免の範囲に含めて減免が行われている事例が見受けられた。

固定資産税及び都市計画税の減免については、平成28年4月に市税条例、市税条例施行規則及び固定資産税・都市計画税減免事務取扱要領に基づき適正な対応をするよう、課税管理課長から両市税事務所資産税課長に周知徹底し、以後、適正に行っている。



<p>固定資産税及び都市計画税の減免については、減免申請書及び減免対象資産の実地調査に基づき、減免の範囲に該当するかを的確に審査するなど、適正に行われたい。</p>	
<p>(2) 支出事務</p> <p>ア 業務委託に係る支出負担行為の専決を適正に行うべきもの（水道局）</p> <p>水道局における支出負担行為に関する規定として、水道局会計規程第24条第1項によると、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって市長の決裁を受けなければならないとされている。</p> <p>また、水道局決裁規程別表によると建設改良費等を除く支出負担行為について、支出負担行為額が3,000万円以上のものは局長が、3,000万円未満のものは課長等が、それぞれ専決することができることとされている。</p> <p>しかしながら、送・配水施設等維持管理業務委託に係る支出負担行為については、支出負担行為額が3,000万円以上であるにもかかわらず、所長が専決していた。</p> <p>支出負担行為の専決については、規程に基づき適正に行われたい。</p>	<p>業務委託に係る支出負担行為の専決については、平成28年4月1日に水道局長から水道局各所属長に文書で通知を行い、各規程に基づき適正に行うよう周知徹底を図り、平成28年度分から、適正に行っている。</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>ア 産業廃棄物の運搬及び処分の委託を適正に行うべきもの（総合政策局）</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項によると、事業者は、事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者（以下「産廃許可業者」という。）に委託しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、東京事務所移転に伴い発生した不用物品の廃棄処理において、産廃許可業者に運搬及び処分を委託しなければならないところ、産廃許</p>	<p>産業廃棄物の運搬又は処分を伴う業務の委託については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者に委託するよう所属長から職員に対し周知徹底した。</p>

<p>可業者ではない者にこれらを委託していた。</p> <p>産業廃棄物の運搬及び処分の委託については、法令に基づき適正に行われたい。</p>	
<p>ウ 請負契約に係る想定業務量の算定を適正に行うべきもの（財政局）</p> <p>税務事務センター運營業務委託に係る仕様書によると、税務事務センターにおける税務関係照会文書等の処理に係る委託期間中の想定業務量は、仕様書別紙「税務事務センターの月別年間事務量」を参考とすることとされている。</p> <p>しかしながら、当該業務委託については、仕様書に定める想定業務量が、実績と大きく乖離している状況が見受けられた。</p> <p>請負契約は、受注者が市から独立して業務を行うものであることから、従事者の配置・増員等が適時・適切に行われ、効率的かつ円滑な業務の履行が確保されるよう、想定業務量の算定を適正に行われたい。</p>	<p>税務事務センター運營業務委託に係る想定業務量の算定については、平成28年度の契約に当たり、前年度実績の平成27年2月から平成28年1月までの12か月の業務量を適正に算定した。</p>
<p>エ 希望型指名競争入札を適正に執行すべきもの（財政局）</p> <p>「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」（平成22年12月27日付け財政部長通知）によると、希望型指名競争入札に係る予定価格の積算に当たっては、最低賃金法など労働関係法令等を遵守し、業務内容に見合った適切な積算内訳書を作成し、適正な予定価格を設定することとされている。</p> <p>また、落札者の決定に当たっては、相手方から必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行の確保が可能かどうか十分に検証することとされている。</p>	<p>希望型指名競争入札の執行については、平成28年3月以降、「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」に基づき適正な予定価格を設定するとともに、落札者から積算内訳書を徴収し、積算根拠等の確認を適正に行っている。</p>

また、落札者の決定に当たっては、相手方から必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行の確保が可能かどうか十分に検証することとされている。

しかしながら、一部の業務委託については、入札結果に影響はなかったものの、希望型指名競争入札に係る予定価格の設定に当たって市が作成した積算内訳書が、仕様書に定める業務内容に見合った数量で積算されていない事例が見受けられた。

また、落札者の決定に当たり、相手方から積算内訳書等を徴収していないなど、積算根拠等の確認が十分になされていない事例も見受けられた。

希望型指名競争入札の執行に当たっては、適正な業務の履行を確保するため、予定価格の設定の基礎となる積算内訳書を適切に作成するとともに、落札者の決定における入札価格の積算根拠等の確認を適正に行われたい。

オ 最低制限価格を適正に設定すべきもの（財政局）

地方自治法施行令第167条の13において準用する同施行令第167条の10第2項によると、普通地方公共団体の長は、指名競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定することができることとされている。

しかしながら、平成27年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書等の封入封緘等に伴う派遣業務委託に係る希望型指名競争入札については、入札結果に影響はなかったものの、その契約の性質が請負契

市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書等の封入封緘等に伴う派遣業務委託に係る希望型指名競争入札については、平成28年度から、契約の性質を踏まえ、最低制限価格を設定しないこととした。

<p>約ではなく、労働者派遣契約であるにもかかわらず、最低制限価格を設定していた。</p> <p>最低制限価格は、検査のみでは契約の適正な履行を完全に確保することが困難な請負契約において例外的に認められているものであることから、契約の性質に応じて適正に設定されたい。</p>	
<p>キ 長期継続契約の締結を適正に行うべきもの（水道局）</p> <p>「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」（平成17年3月23日付け財務部長通知）によると、長期継続契約を締結する際には、契約書に次年度以降に予算措置がされない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨を記載することとされている。</p> <p>しかしながら、一部の契約については、長期継続契約を締結しているにもかかわらず、契約書中に次年度以降に予算措置がされない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨が記載されていなかった。</p> <p>長期継続契約の締結に当たっては、通知等に基づき適正に行われたい。</p>	<p>長期継続契約の締結については、平成28年4月1日に水道局長から水道局各所属長に文書で通知を行い、各通知等に基づき適正に行うよう周知徹底を図り、契約書に次年度以降に予算措置がされない場合は、変更契約又は契約解除する旨を記載した。</p>
<p>(4) 財産管理事務</p> <p>ア 定額小為替証書の管理を適正に行うべきもの（財政局）</p> <p>物品会計規則第46条によると、物品取扱員等は、出納又は保管する消耗品について消耗品出納簿を備え、消耗品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならないとされている。</p> <p>また、「消耗品出納簿の記載について」（平成16年4月1日付け会計室長通知）によると、切手、印紙、プリペイドカードなどの金券類及び薬品、油類等の危険物については、消耗品出納簿への記載を省略せず、特に適正な管</p>	<p>定額小為替証書の管理については、平成28年2月から新たに為替管理簿を作成するとともに、物品取扱員及び物品管理者による在庫確認を行うなど、以後、適正な管理を行っている。</p>

<p>理に努めることとされている。</p> <p>しかしながら、課税管理課においては、税務証明の郵送請求に伴うつり銭交付用として、定額小為替証書を出納保管しているが、当該定額小為替証書に係る消耗品出納簿が備えられていなかった。</p> <p>定額小為替証書は、切手等と同様に金券としての性質を有する消耗品であることから、管理を適正に行われたい。</p>	
<p>(5) その他</p> <p>ア 公文書の保存を適正に行うべきもの (総合政策局)</p> <p>公文書管理規則第6条によると、市長は、公文書を、市長が定める保存期間が経過するまでの間、所定の書庫、保管庫等において適切に保存しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、平成27年国勢調査の調査用品受領、保管、仕分け等、配送業務委託の事務処理において、予定価格の設定に当たって作成した積算内訳書を保存することなく、業務委託終了後に廃棄していた。</p> <p>公文書の保存については、規則に基づき適正に行われたい。</p>	<p>積算内訳書等の公文書の保存については、平成28年3月25日付けで総合政策局経理主任から局内各所属長に対し、公文書管理規則に基づき適正に文書管理を行うよう通知し、これを受け、所属長から職員に周知徹底した。</p>